

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている

(3) 引当金の計上基準

・ 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

・ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

法人独自の退職金制度を採用している

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

社会福祉事業のみのため作成していない

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

拠点区分が1つのため作成していない

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

公益事業を実施していないため作成していない

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

収益事業を実施していないため作成していない

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 恵比寿拠点区分

ア、法人本部

イ、特別養護老人ホーム恵比須

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	47,329,093	0	0	47,329,093
建物	492,745,675	0	19,368,342	473,377,333

合 計	540,074,768	0	19,368,342	520,706,426
-----	-------------	---	------------	-------------

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 47,329,093円

建物（基本財産） 473,377,333円

計 520,706,426円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 551,790,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	515,342,072	41,964,739	473,377,333
小 計	515,342,072	41,964,739	473,377,333
その他の固定資産			
構築物	28,365,107	3,072,885	25,292,222
車両運搬具	2,502,290	855,405	1,646,885
器具及び備品	22,522,340	6,965,254	15,557,086
小 計	53,389,737	10,893,544	42,496,193
合 計	568,731,809	52,858,283	515,873,526

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	24,435,703	0	24,435,703
未収補助金	166,642	0	166,642
合 計	24,602,345	0	24,602,345

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上の 関係				
役員	鮫島秀弥	—	—	理事長				融資	4,378,132	借入金	25,292,240

取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件については、

利率はり%である

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲渡が行われた場合にはその旨及び概要

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（恵比須 拠点区分用）

当法人の拠点は1つのため、会計基準省令29条4項により省略している。